

国・地域名

マレーシア

<p>人口・経済発展状況等</p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口：1億2,671万4千人（2017年11月確定値、総務省統計局） ●実質GDP成長率：1.7%（2017年度、内閣府） ●1人あたりGDP（名目）：3万8,440ドル（2017年度、IMF） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 3,205 万人 2017年、マレーシア統計局推定値 ・ 実質GDP成長率 5.9 % 2017年、マレーシア統計局推定値 ・ 1人あたりのGDP 9,813 ドル 2017年、IMF推計値 ・ 在留邦人 2万4,411 人 外務省「海外在留邦人数調査統計」平成30年要約版 ・ 訪日外客数 44.0 万人 2017年、日本政府観光局（JNTO） ・ 日本食レストラン数 616 店 クランバレー首都圏（クアラルンプール市を含む）※2016年3月 	<p>市場規模（2017年、ユーロモニター）</p> <p>〔参考：日本〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生鮮食品：96,350.2百万ドル●加工食品：177,968.1百万ドル●アルコール飲料：84,547.7百万ドル●ソフトドリンク：64,477.5百万ドル ●ホットドリンク：7,598.5百万ドル●健康ウエルネス飲食品(*)：50,688.7百万ドル●外食フードサービス：197,938.0百万ドル●小売・流通業(**)：294,945.6百万ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品 10,157.7 千トン ・ 加工食品 6,634.9 百万ドル ・ アルコール飲料 3,063.3 百万ドル ・ ソフトドリンク 1,606.2 百万ドル ・ ホットドリンク 617.0 百万ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康ウエルネス飲食品（*左記カテゴリーと重複） 2,547.3 百万ドル ・ 外食フードサービス 8,920.4 百万ドル ・ 小売・流通業（**店舗型、食料雑貨店に限る、税抜き） 14,291.8 百万ドル 	<p>※ 小売額。ただし、生鮮食品は小売量を含む総量。ホットドリンクはコーヒー、茶など。</p>
<p>日本からの農林水産物輸出状況 （平成29年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省）</p>	<p>13位 77億円 うち農産物52億円(68.0%)、林産物2億円(2.3%)、水産物23億円(29.7%)</p> <p>輸出額の多い品目： アルコール飲料、いわし、ソース混合調味料、緑茶、さば、配合調製飼料</p>				
<p>味覚、嗜好上の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食文化にも民族構成が色濃く反映（民族別比率（2017年統計局資料）：マレー系68.8%、中華系23.2%、インド系7.0%、その他1.0%） ・ イスラム教を信仰するマレー系は豚・アルコール飲料の摂取は禁忌。中華系は、日本でもなじみの深い飲茶や麻婆豆腐など、中国本土のものを基本とする食文化で、さらに地元食材や他文化から派生した料理も多々見られる。インド系は、ヒンドゥー教の影響で、肉食主義者が多い。 ・ 鶏肉は自給率が約99%で、全民族が問題なく食べることができるため肉類のなかでは消費量が最も多い。 ・ 糖尿病など生活習慣病の増加が問題となっていることから、健康によい食品は有望。 ・ 甘いものや辛いもの、色彩が派手な食品が好まれる傾向がある。 				
<p>制度的制約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入ライセンスを必要とする品目・取得に制限がある品目： 砂糖、小麦粉、牛乳、精米および玄米、米粉・米糠、ライスパーミセリ（米麺）、砂糖、サッカリンおよびサッカリン塩、ココナッツ、コーヒー豆、キャベツ ・ 輸入方法に条件が付される品目（農業省ほか管轄官庁指導下で輸入ライセンスの取得等が定められている品目）： 肉類、同加工品、水産品、乳幼児用粉ミルク、卵類、同加工品、チーズ、ピーナッツ、バター、食品添加物、ミネラルウォーター、飲料水、蜂蜜 ・ 加工食品：調味料類、清涼飲料水、菓子（米菓除く）、レトルト食品、植物性油脂、麺類、健康食品、牛乳・乳製品、その他ムスリムを対象とする場合は、輸入規制ではないが、取引上バイヤー側からハラール認証が求められる場合がある。 ・ 乳製品：マレーシアへ輸入される乳製品の製造施設のDVS(獣医局)への登録は以前から義務付けられていたが、生乳・乳製品の輸入者は、（1）DVSに施設登録を届け出るとともに、（2）ダガンネット（Dagang Net、税関手続きの電子情報システム）の電子許可（e-Permit）を通じて輸入許可を得るといった手続きが必要だが、これまではDVSとDagang Netのシステムが連動していなかったため、施設登録の有無にかかわらず輸入許可が発行されていた。2018年3月より省令が改正され、システム上で施設登録をしていないと、輸入許可が発行されない仕組みになった。このため、施設登録は輸入許可に当たって必須条件となった。 ・ 牛肉：2017年11月以降、マレーシアのハラール方式を取り入れた日本産牛肉輸出施設（2施設）で処理された日本産牛肉の輸出が可能となった。 ・ 青果物：2015年1月以降、一部の品目（みかん等かんきつ類）については農業省から輸入許可証（Import Permit）を取得することが追加で義務付けられた。 				
<p>商流・物流・商習慣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前は、日本食品の取り扱いが日系大手の伊勢丹とイオンに限られていたが、最近では外国人が多く住む地域の地場系高級スーパーマーケットや、コンドミニウム併設のミニスーパーでも日本食品コーナーが設けられるようになってきた。 ・ ダイソーなどの100円ショップ、正直屋など、日本食品（調味料、菓子類）を低価格で販売する店も登場し、店舗数を着実に伸ばしている。 ・ 日本からの食品は輸入業者を通して輸入され、その後、輸入業者から小売店やレストランに販売されるのが一般的である。青果物、加工食品、水産品、林産品等、すべての品目を一括して扱う輸入業者はおらず、専門分野別に輸入業者兼ディストリビューターが決まっている。 				
<p>日本食普及状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノンハラールの商品の販売が禁じられているわけではないため、日本酒、焼酎などは、主に日本食レストランで提供され、中華系マレーシア人、日本人、外資系駐在員を中心に消費されている。味、飲み方についても理解が進んでいる。 ・ 最近オープンしている日本食レストランの傾向として「焼き鳥店」「ラーメン店」「ベーカリー」「とんかつ店」「うどん店」などの専門店が増加している。 ・ 日本のスイーツ専門店が増加しており、生クリームを使ったケーキ、抹茶アイスクリーム、チーズケーキを供する店舗が地場資本またはフランチャイズで展開している。 ・ 焼き芋が人気で日本からのサツマイモの輸入量が伸びている。サツマイモ単体での販売ではなく、焼き芋機も日本から輸入して店頭で実演販売を行う場合が多い。 ・ 品質の高い日本産青果物は人気が高く、富裕層を中心に浸透し始めている。果物では、もも、ぶどう、メロン、いちごなど、高級果実が人気。野菜では、ながいも、大根、かぼちゃ等の根菜類を中心に人気が高いが、現地でも栽培されているトマトや葉物野菜などの一部品目では価格差が大きく、価格差以上に特徴・付加価値のある商品でなければ輸入のハードルが高い。 ・ 回転寿司チェーンの普及、日本食レストランの増加に伴い、水産物及びアルコール飲料の需要が増加。 				